

## 橿原市の空家等の流通促進等に関する連携協定書

橿原市、空き家コンシェルジュ、橿原市建設業協会、橿原市社会福祉協議会、橿原商工会議所、全日本不動産協会奈良県本部、奈良県解体工事業協会、奈良県建築協同組合、奈良県建築士会、奈良県建築士事務所協会、奈良県司法書士会、奈良県宅地建物取引業協会、奈良県土地家屋調査士会、奈良県不動産鑑定士協会(以下「連携団体」という。)は、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進等を図り、空家等の利活用を推進するため、互いに情報を共有し、連携を図るため、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、連携団体それぞれが持つ専門的な知識や資格、技能、ネットワークを活かし、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進を図り、空家等の利活用を推進するための体制の構築を目的とする。

### (定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

### (空家等対策プラットフォーム及び関係団体会議)

第3条 連携団体は、それぞれが持つ専門分野を活かして橿原市内の空家等の流通促進を図るため、橿原市空家等対策プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)を構成する。

- 2 連携団体のうち、特に必要と認められる団体は、プラットフォームにおける空家等の流通方針の検討等を行うため、関係団体会議を構成する。
- 3 プラットホーム及び関係団体会議の運営方法については、別に定める。

### (橿原市による情報提供)

第4条 橿原市は、保有する空家等に係る情報のうち、所有者等の提供の同意を得た情報をプラットフォーム及び関係団体会議に提供するものとする。

- 2 橿原市は、プラットフォーム及び関係団体会議に空家等に係る情報を提供するときは、事前に所有者等から、別に定める様式をもって、当該情報の提供についての同意を得なければならない。

### (空家等相談窓口の設置)

第5条 プラットホームに、所有者等からの空家等の相談に対応するため、空家等相談窓口を置く。

- 2 空家等相談窓口の事務は、橿原市が行う。

### (幹事団体及び事務局)

第6条 プラットホームにおいては、橿原市以外の連携団体から幹事団体を選出する。

- 2 橿原市及び幹事団体は、プラットフォームに関する庶務等を行う事務局を運営する。

### (施策の実施にあたっての姿勢)

第7条 橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進に関する施策の実施にあたっては、それぞれが自らの専門性を発揮しつつ、所有者等の利益を保護するとともに、施策を通じて地域に貢献するよう努めるものとする。

### (秘密の保持)

第8条 連携団体は、本協定の期間内外を問わず、本協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を許可なく他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

- 2 連携団体は、本協定の期間内外を問わず、団体の構成員に対して、本協定の業務の履行に際して知り得た情報を許可なく他に漏らさせ、又は不当に使用させてはならない。

### (有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに連携団体いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

### (個別協定)

第10条 本協定に記載の目的を達成するため、橿原市と橿原市以外の連携団体の間において、個別の事項を定める必要のある場合は、それぞれ別に協定を締結するものとする。

### (その他)

第11条 本協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、連携団体が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書14通を作成し、連携団体が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月21日

橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市長 森下



橿原市小房町9-32

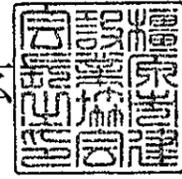
特定非営利活動法人空き家コンシェルジュ

代表理事



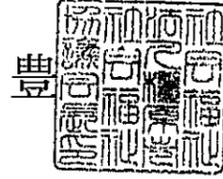
桜井市三輪106-1  
橿原市建設業協会

会長 松田 充 玄



橿原市畝傍町9-1  
社会福祉法人橿原市社会福祉協議会

会長 森 下 豊



橿原市久米町652-2  
橿原商工会議所

会 頭 森 本 俊 一



奈良市杉ヶ町32-2  
公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部

本部長 梅 康 寛 克



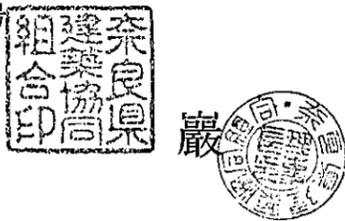
橿原市内膳町4丁目4-5  
一般社団法人奈良県解体工事業協会

会 長 竹 島 常 裕



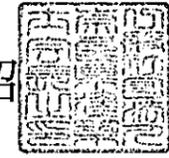
橿原市小綱町9番8号  
奈良県建築協同組合

代表理事 中 巖



奈良市大宮町2丁目5番7号  
一般社団法人奈良県建築士会

会 長 米 村 博 昭



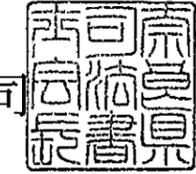
奈良市大宮町2丁目5番7号  
一般社団法人奈良県建築士事務所協会

会 長 植 村 吉 延



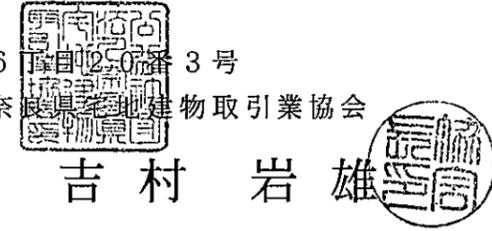
奈良市西木辻町320番地の5  
奈良県司法書士会

会 長 梅 本 司



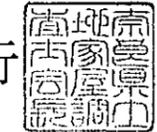
奈良市大安寺6丁目250番3号  
公益社団法人奈良県不動産建物取引業協会

会 長 吉 村 岩 雄



奈良市東紀寺町二丁目7番2号  
奈良県土地家屋調査士会

会 長 貫 渡 利 行



奈良市大宮町5丁目1番1号  
公益社団法人奈良県不動産鑑定士協会

会 長 竹 村 牧

